

○江南丹羽環境管理組合と愛知県との間の公務災害補償認定委員会  
および公務災害補償審査会の事務の委託に関する規約

(昭和 43 年 3 月 3 日)  
改正 昭和 57 年 3 月 31 日

(委託事務の範囲)

**第 1 条** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、江南丹羽環境管理組合（以下「甲」という。）は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条および第 70 条の規定による「江南丹羽環境管理組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」（昭和 43 年江南丹羽環境管理組合条例第 1 号）において定める次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理および執行を愛知県（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 「公務災害補償認定委員会」の事務
- (2) 「公務災害補償審査会」の事務

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

**第 2 条** 委託事務の管理および執行に要する経費は、乙が支弁する。

2 前項の経費は、甲の負担とする。

(その他必要な事項)

**第 3 条** この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

**附 則**

この規約は、昭和 43 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 57 年 3 月 31 日)

この規約は、公布の日から施行する。